

答 申 第 7 号
平成30年6月18日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第18条に基づく諮問について（答申）

平成30年4月24日付太税発第55号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「H30.2月22日 太税発第19号及び平成30年1月27日当事者照会のご連絡
(1) No.5に係る全ての調査質問票及び回答書に記載のデータ。」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「H30.2月22日付け太税発第19号及び平成30年1月27日当事者照会のご連絡(1)No.5に係る全ての調査質問票及び回答書に記載のデータ。」の開示請求について、全部を不開示とした決定は妥当ではなく、近隣市町村から電話にて提供された情報を除き開示すべきである。

2 諮問事案の概要

(1) 文書の開示請求

平成30年3月1日、審査請求人(以下「請求人」という。)は、常陸太田市情報公開条例(以下「本条例」という。)第6条の規定に基づき、常陸太田市長(以下「実施機関」という。)に対して、「H30.2月22日太税発第19号及び平成30年1月27日当事者照会のご連絡(1)No.5に係る全ての調査質問票及び回答書に記載のデータ。」の公開を請求(以下「本件請求」という。)した。

(2) 実施機関の決定及び通知

平成30年3月15日、実施機関は、本件請求に対して、常陸太田市情報公開条例第7条第6号に該当するものと判断して、非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、請求人に通知した。

(3) 審査請求

平成30年3月28日、請求人は、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めて、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、常陸太田市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本条例第6条の規定に基づく公開請求に対し、平成30年3月15日付け太

税発第30号により実施機関が行った本件処分について、その取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。

ア 開示請求に係る調査情報は、実施機関が近隣市町村に行った質問及び市町村からの回答である。調査情報が電話でのやり取りだったとしても、常識的に考えて、その情報は電子データ・文書形式で記録保管され、組織共用文書扱いされているはず。

また、近隣市町村名は、黒塗りで問題なく、公開に同意は不要（この情報の性格上、秘密扱いすることは社会問題である）。実施機関の主張する処分理由は、合理的根拠を欠くものである。

4 実施機関の非公開決定の理由

(1) 調査情報は、近隣市町村より電話にて提供された情報であり、公表を前提としておらず、常陸太田市情報公開条例第7条第6号の下線部「市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当するため、不開示情報に当たる。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の当否について

ア 本件対象文書について

実施機関は、調査情報は、近隣市町村より電話にて提供された情報であり、公表を前提としておらず、常陸太田市情報公開条例第7条第6号の下線部「市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当し、不開示情報に当たるとして、本件処分を行った。

しかしながら、原則公開の理念のもと、不開示情報の範囲については厳格に解釈運用すべきものであるから、情報の開示・不開示の判断については、個別具体的にこれを行った上で、条例第7条第6号の不開示情報に該当するもの以外のものについては、全て開示すべきである。

(2) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
平成30年4月24日	・実施機関から諮問書を受理
平成30年5月24日	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年6月13日	・審査請求人の意見陳述
平成30年6月13日	・審議